

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

証拠説明書

2025年11月10日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真 理
弁護士 愛須 勝 也
弁護士 諸 富 健



外10名

号証	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲108	防衛省回答	写し	R7.3.24	防衛省	名簿提供について住民基本台帳法に明文の規定がないと回答していること、宇田川新一政府参考人(当時、防衛庁人事教育局長)の答弁で示された解釈に変更はないと回

					答していること等
甲109	2025年3月24日 日本平和委員会の防衛省交渉文字起こし	写し	2025.4.21	日本平和委員会	防衛省が、名簿提供について住民基本台帳法に明文の規定がないと述べていること、宇田川新一防衛庁人事教育局長(当時)の答弁で示された解釈に変更はないという認識で、地方公共団体からの名簿提供について住基4情報に限定をして運用していると述べたこと等
甲110	新聞記事	写し	2003.9.4	毎日新聞社	過去に自衛隊石川地連が石川県内の市町村から個人4情報に加えて、世帯主氏名、職業、健康状態などの情報提供を受けていたこと
甲111	学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針	写し	H16.11.11	文部科学大臣	事業者は、本人の同意を得て個人情報を取得するにあたっては、利用目的を通知し又は公表した上で、本人が口頭、書面等により当該個人情報の取扱いについて承諾する意思表示をすることが望ま

					しいとされていたこと
甲 1 1 2	新聞記事	写し	2025.9.2	毎日新聞社	学校が本人に無断でPTAに対して個人情報を提供したことで、校長が刑事告訴される事態が起きていること

令和6年（ワ）第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

証拠説明書

2025年11月12日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理
弁護士 愛須 勝也
弁護士 諸 富 健

外10名



号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲113	行政法概説 I 行政法総論 【第8版】p33 ～ 34	写し 2025.6.20	宇賀克也	組織規範と根拠規範の 区別について
甲114	新・個人情報 保護法の逐条 解説 p205	写し 2021.12.25	宇賀克也	個人情報保護法上で定め る第三者提供の例外であ る「法令の目的」に言う

					「法令」とは、組織規範のみならず根拠規範が存在することを意味すること
甲 1 1 5	新・個人情報保護法の逐条解説 p475 ～ 476	写し	2021.12.25	宇賀克也	行個法 9 条 1 項では「法律の規定に基づき」と規定されていたが、個人情報保護法 6 9 条 1 項では「法律の規定に基づく場合」とされたのは、法律の規定をより具体化した政令、省令等のレベルでの細分化された利用目的に限定して除くという趣旨を明確にするためであること

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

証拠説明書

2025年12月8日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真 理

弁護士 愛須 勝 也

弁護士 諸 富 健

外10名



号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲116	防衛省・自衛隊の人的基板の抜本的強化に関する検討委員会第1回会議資料(抜粋)	R6.6	防衛省・自衛隊	自衛官等の採用者数が計画数に遠く及ばない数字にとどまっていること

甲 1 1 7	令和 7 年版防 衛白書・資料 編（抜粋）	写し	R7.6	防衛省	2024年度に自衛官の 現員が初めて定員の9割 を割り込んだこと
甲 1 1 8	第 2 回ルポ軍 事優先社会 自衛隊に自治 体が若者名簿 を影響—徴兵 制への土台と なるのか（雑 誌「世界」抜 粋）	写し	2024.5	吉田敏浩	自衛隊の人員不足、応募 者の減少の背景。 自衛隊が名簿提供を求め るのは、自衛隊の人的基 盤の強化のために自治体 に下請け的な業務を担わ せる仕組みを整えてゆく こと自体に狙いがあるこ と等
甲 1 1 9	しんぶん赤旗 HP	写し	2024.7.2	しんぶん赤旗	自衛官の中途退職者が急 増していること
甲 1 2 0	国家安全保障 戦略	写し	R4.12.16	内閣、国家安 全保障会議	防衛力の人的基盤の強化 が項目の一つに挙げられ ていること
甲 1 2 1	国家防衛戦略	写し	同上	同上	同上
甲 1 2 2	防衛力整備計 画	写し	同上	同上	同上
甲 1 2 3	防衛省・自衛 隊の人的基盤 の強化に関す る有識者検討 会報告書～人 口減少社会に	写し	R5.7.12	防衛省・自衛 隊の人的基盤 の強化に関す る有識者検討 会	人的基盤の強化に向け て、人材確保に向けた様 々な施策の方向性が示さ れるとともに、多様な処 遇改善の施策が提案され ていること

	あつて精強な 自衛隊を創り 上げるために ～				
甲 1 2 4	自衛官の処遇 ・勤務環境の 改善及び新た な生涯設計の 確立に関する 基本方針	写し	R6.12.20	自衛官の処遇 ・勤務環境の 改善及び新た な生涯設計の 確立に関する 関係閣僚会議	防衛省が、総務省と連携 して、募集対象者情報を 有するすべての市区町村 から電子データ又は紙媒 体の提供が得られること を目指すとしていること
甲 1 2 5	「防衛力の抜 本的強化に関 する有識者会 議」報告書	写し	R7.9.19	防衛力の抜本 的強化に関す る有識者会議	自衛官の処遇等に関する 関係閣僚会議の成果を国 民、隊員、隊員の家族に 周知し、積極的な広報を 進めることによって、国 がいかにかに人的基盤の強化 を重視しているかについ て理解を醸成することが 重要であるとしているこ と
甲 1 2 6	地方協力本部 月間部務報告	写し	R 5.1 ～ R5.8	自衛隊奈良地 方協力本部長	自衛隊奈良地本における 具体的な募集業務の状況
甲 1 2 7	地方協力本部 月間部務報告	写し	R 5.9 ～ R6.4	同上	同上
甲 1 2 8	自衛官募集事 務の手引	写し	H16.3	石川県、自衛 隊石川地方連	自衛隊が、地方公共団体 と連携を取りながら個人

				絡部	4 情報を最大限活用して 自衛官の募集事務を遂行 しようとしていること
甲 1 2 9	広報あきる野	写し	2025.5.1	あきる野市	住基法 1 1 条 1 項によっ て適齢対象者全員の個人 4 情報を閲覧しているの は、防衛省・自衛隊以外 には存在しないこと
甲 1 3 0	プライバシー 権侵害の恐れ 名簿提供巡り 各地で訴訟も (「週刊金曜 日」抜粋)	写し	2025.10.24	大瀧哲彰	住基法の本来の目的は行 政の合理化と住民の利便 性にあり、自衛官の募集 に使うのは目的外使用に 近いのであり、明確な法 的根拠がないまま個人情 報を自衛隊に渡し、不安 を感じさせれば、憲法上 の権利侵害にあたりうる こと